

民事信託研修会開催のご案内

- ◆日時 平成 29 年 9 月 9 日 (土) 13 : 30 ~ 16 : 30 (受付開始 13 : 00)
- ◆会場 草津まちづくりセンター (滋賀県草津市西大路町 9-6)
※JR 東海道線草津駅徒歩 5 分

◆プログラム

第一部 講演 13:35~14:35

講演 「民事信託の受託会社設立について
～なぜ、司法書士が中心となって設立する信託会社か?～」

講師 司法書士/民事信託士 山北 英仁氏



第二部 シンポジウム「民事信託の実務を語る」 14:50~16:30

- 1 民事信託士による民事信託の取組紹介
- 2 事例検討の発表と成功事例紹介
- 3 質疑応答

登壇者 (敬称略) 一般社団法人滋賀県財産管理承継センター 長谷川清理事長
谷口 毅司法書士 (鳥取会) 浅井健司司法書士/民事信託士
山北英仁司法書士/民事信託士 鯨井康夫司法書士/民事信託士
山崎芳乃司法書士/民事信託士

- ◆共催 一般社団法人民事信託士協会/一般社団法人民事信託推進センター
一般社団法人滋賀県財産管理承継センター

◆定員 130 名程度

◆資料代 2,000 円 (当日会場受付にてお支払いください。)

◆申し込み方法 下記「参加申込書」を FAX にて当法人事務局までお送りください。

◆申込期限 平成 29 年 8 月 17 日 (木)

◇当研修会は民事信託士の登録更新のための指定研修です。

民事信託士登録規程 (抄)

(更新登録のための要件)

第 6 条 更新登録を希望する者は、次条以下に定める更新のために協会が指定する研修 (以下「指定研修」という) を、登録後 3 年内の最終の 1 2 月 3 1 日までに 3 回以上受講しなくてはならない。

(※第一期生については、平成 3 1 年 1 2 月 3 1 日までに受講してください)

(指定研修)

第 7 条 指定研修とは、協会が企画し実施する研修、又は協会が研修内容として適切と判断し特に指定した研修をいう。(略)

2 更新登録をする者が指定研修を受講できなかった場合、下記のものを受講又は受任することをもって代替できる。但し、1 項目を受講、受任することで 1 回としてカウントする。(略)

- ◆参加申し込み・問い合わせ先 yamakita@civiltrust.com (民事信託士協会事務局宛)

参 加 申 込 書

送付先 FAX : 03-3242-2059

◇お名前 (ふりがな) : _____ (_____)

司法書士の方のみ→ 所属 : _____ 司法書士会 登録番号 : _____

◇ご住所 (事務所所在地) : _____

◇電話番号 : _____ ◇FAX 番号 : _____

◇メールアドレス (必ずご記入ください) : _____